

下関市上下水道局優良業者対象条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、工事成績等が優れた事業者を対象とする条件付一般競争入札（以下「優良業者対象入札」という。）を実施することにより、事業者の意欲の向上及び工事の品質の確保に寄与することを目的とする。

(工事の選定)

第2条 優良業者対象入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が4,000万円未満で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施工上の制約が少ない工事
- (2) 災害復旧工事

2 経営管理課長は、対象工事の中から、必要に応じて工事を担当する課、センター及び事務所の長の意見を聴き、優良業者対象入札で発注する工事（以下「発注工事」という。）を選定するものとする。

3 発注工事は、公表する発注見通しで、その旨を明記するものとする。

(対象事業者)

第3条 優良業者対象入札の対象とする事業者は、当該発注工事の入札公告日前の2年間に下関市上下水道局優良建設業者認定事務取扱要領（平成25年4月1日施行）の規定に基づき認定された者とする。ただし、一会計年度内に対象工事を2回落札した者は、その後、当該会計年度内に実施する優良業者対象入札に参加することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の災害復旧工事については、当該災害の応急措置対応業者は優良業者対象入札に参加することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(下関市上下水道局優良業者優先指名制度実施要領の廃止)

2 下関市上下水道局優良業者優先指名制度実施要領（平成28年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。